

特別支給手続開始決定公告

令和 7 年 11 月 19 日

神戸地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 18 条の規定により特別支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1 犯罪被害財産支給手続番号 神戸地方検察庁 令和 6 年第 1 号

2 特別支給手続開始決定の年月日 令和 7 年 11 月 19 日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間 令和 4 年 7 月 9 日頃から同年 11 月 10 日頃までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

S N S でやりとりを重ねて、恋愛感情や親近感を抱かせていたことを利用して又は遺産相続名目で、日本に送る荷物の送料が必要等うそのメッセージを送信し、被害者をだまして指定する銀行口座に現金を振込入金させた行為。

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1) 主な犯行態様

ア 恋愛感情を抱かせていたことを利用して、日本に送る荷物の配送料・書類作成料金、日本に入国する際の手数料、海外送金の手数料、交通事故の入院費用、税関への支払い、贈り物にかかる税金代が必要等うそのメッセージを送信し、被害者から現金をだまし取る、いわゆる国際ロマンス詐欺

イ 親近感を抱かせていたことを利用して、日本に行くための荷物送料、現金輸送にかかる費

用が必要等うそのメッセージを送信し、被害者から現金をだまし取る
ウ 遺産相続名目に、海外送金の手続費用、遺産相続手数料が必要等うそのメッセージを送信し、被害者から現金をだまし取る

(2) 支給対象犯罪行為において使用した氏名、職業

米国の眼科医デイビッドフランクアラン、シリアに派遣された米国籍の看護師（女性）ジェシカ、カナダ陸軍大將ジョセフベイツ、米国軍人（女性）パターソンリン、英国在住の貨物船船長（男性）トニーポール、米国軍人（男性）スアン、イタリア在住の香港系米国人（男性）李、イタリア人男性医師、米国在住の医療従事者の男性、弁護士ステイブンチャイ（男性）、米国在住の自称国際弁護士新垣光子

(3) 被害者が現金を振込送金した銀行口座

銀行（支店名）、口座名義、口座番号の順に記載

三井住友銀行浜松町支店、レウエンビリピティエダンマジヨティテロ、7735035

三井住友銀行兵庫支店、ホアンバンナム、7729136

三井住友銀行徳庵支店、チャンバオフツク、1860768

三井住友銀行湊川支店、グエンフィソン、4260531

三井住友銀行わらび支店、グエンヴァンルオン、7525060

三井住友銀行門真支店、ヴァンティエン、4137497

三井住友銀行高幡不動支店、グエンティエンズン、1762847

三井住友銀行茨木支店、ファムアインドウック、4329272

三井住友銀行西宮支店、グエンヴァンリュウ、8832837

三井住友銀行明石支店、ヴムンフン、7152436

5 残余給付資金の額 金 14 万 7,067 円

6 特別支給申請期間 令和 7 年 11 月 19 日から令和 7 年 12 月 19 日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

(1) 裁判所名 神戸地方裁判所

(2) 裁判年月日 令和 6 年 3 月 26 日

(3) 確定年月日 令和 6 年 4 月 10 日

(4) 被告人の氏名 小島太一郎

(5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人は、法定の除外事由がないのに、令和 4 年 7 月 11 日頃から同年 11 月 10 日頃までの間、千葉県内又は東京都内において、窃盗犯人が正当な払戻権限がないのに A T M から引き出して窃取した犯罪収益である現金（いわゆる国際ロマンス詐欺又はこれに類似する詐欺により得た被害金）を、犯罪収益であるとの情を知らずながら受け取り、もって犯罪収益を収受した。

(罪名) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒650-0016 神戸市中央区橘通 1 丁目 4 番 1 号

神戸地方検察庁 被害者支援担当 電話番号 078-367-6081（直通）